

○	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）（第一条関係）	1
○	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）（第二条関係）	4
○	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）（抄）（第三条関係）	6
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）（第四条関係）	7
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第五条関係）	10
○	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（抄）（第六条関係）	11
○	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）（第七条関係）	34
○	軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）（第八条関係）	35
○	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（抄）（第九条関係）	38
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（第十条関係）	41
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第七条関係）	42
○	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）（附則第八条関係）	46
○	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）（抄）（附則第九条関係）	48
○	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（附則第九条関係）	49
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第十条関係）	50
○	環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）（附則第十一条関係）	52
○	不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律（抄）（附則第十二条関係）	57
○	地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）（附則第十三条関係）	59
○	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（抄）（附則第十四条関係）	68
○	東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）（抄）（附則第十五条関係）	70
○	大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）（附則第十六条関係）	73

改正案	現行
<p>（地域型保育給付費の支給）</p> <p>第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、<u>市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）</u>から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>（特定地域型保育事業者の確認）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>（削る）</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育</p>	<p>（地域型保育給付費の支給）</p> <p>第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>（特定地域型保育事業者の確認）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保</p>

を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(削る)

(削る)

育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子ども保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないときは、第二十九条第一項の確認をしてはならない。ただし、第一項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る地域型保育事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第二十九条第一項の確認をしたとき 当該確認がされた時

二 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認がされているとき

被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第一項の申請を受けた時

<p>(削る)</p> <p>(特定地域型保育事業者の確認の変更)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(市町村等における合議制の機関)</p> <p>第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>6 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認についての第五十二条第一項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の効力に影響を及ぼさない。</p> <p>(特定地域型保育事業者の確認の変更)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の確認の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>(市町村等における合議制の機関)</p> <p>第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等）</p> <p>第八十六条の四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項及び第二項の文書には、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める宣誓書、所属する政党その他の政治団体の名称を記載する場合にあつては当該記載に関する当該政党その他の政治団体の証明書（参議院選挙区選出議員の候補者については、当該政党その他の政治団体の代表者の証明書）その他政令で定める文書を添えなければならない。</p> <p>一 参議院（選挙区選出）議員の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書</p> <p>二 都道府県の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九条第二項又は第三項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十</p>	<p>（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等）</p> <p>第八十六条の四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項及び第二項の文書には、第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書、所属する政党その他の政治団体の名称を記載する場合にあつては当該記載に関する当該政党その他の政治団体の証明書（参議院選挙区選出議員の候補者については、当該政党その他の政治団体の代表者の証明書）その他政令で定める文書を添えなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができないう者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

三 市町村の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九条第二項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができないう者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

四 地方公共団体の長の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができないう者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

5
11 (略)

(新設)

(新設)

5
11 (略)

改正案	現行
<p>（公害審査委員候補者）</p> <p>第十八条 審査会を置かない都道府県においては、毎年又は一年を超え三年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者九人以上十五人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（公害審査委員候補者）</p> <p>第十八条 審査会を置かない都道府県においては、都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者九人以上十五人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章の二（略）</p> <p>第六章の三 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）</p> <p>第六章の四 試験研究地方独立行政法人に関する特例（第六十七条の八・第六十七条の九）</p> <p>第七章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 試験研究を行うこと及び当該試験研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。</p> <p>二～七（略）</p> <p>（土地等の貸付け）</p> <p>第四十二条の三 地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章の二（略）</p> <p>第六章の三 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）</p> <p>（新設）</p> <p>第七章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 試験研究を行うこと。</p> <p>二～七（略）</p> <p>（新設）</p>

うものを除く。)は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該業務の質の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該地方独立行政法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

第六章の四 試験研究地方独立行政法人に関する特例

(出資の認可)

第六十七条の八 地方独立行政法人で第二十一条第一号に掲げる業務を行うもの(次条において「試験研究地方独立行政法人」という。)は、同号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(株式又は新株予約権の取得及び保有)

第六十七条の九 試験研究地方独立行政法人は、当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(以下この項において「成果活用事業者」という。)に対し、当該試験研究の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たつて、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認め、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式

(新設)

(新設)

(新設)

又は新株予約権を取得することができる。

2 試験研究地方独立行政法人は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。

（設立団体が二以上である場合の特例）

第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十二条の三、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第六十七条の八、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第七十九条の五、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第二百二十一条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

255 (略)

（設立団体が二以上である場合の特例）

第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第七十九条の五、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第二百二十一条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

255 (略)

改正案	現行
<p>第六條の三（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、又は里親（次条第三号に掲げる者を除く。）その他の厚生労働省令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>④～⑭（略）</p>	<p>第六條の三（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>④～⑭（略）</p>

改正案	現行
<p>（保護の方法の特例）</p> <p>第三十七条の二 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十四条第六項（第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品、第三十二条第二項の規定により被保護者若しくはその親権者若しくは未成年後見人に対して交付する保護金品（以下この条において「教育扶助のための保護金品」という。）又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第二百二十九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者（教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下この条において同じ。）が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。</p>	<p>（保護の方法の特例）</p> <p>第三十七条の二 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十二条第二項、第三十四条第六項（第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第二百二十九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。</p>

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 (略)

2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。

5・6 (略)

(告示)

第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

一 (略)

二 第五十条の二(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 (略)

2 介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

(新設)

4・5 (略)

(告示)

第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

一 (略)

二 第五十条の二(第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条

第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたと
き。

三 第五十一条第一項(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十
五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による第四十九条
、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつた
とき。

四 第五十一条第二項(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十
五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第四十九条
、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したと
き。

(都道府県の負担)

第七十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を
負担しなければならない。

一・二 (略)

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁し
た就労自立給付金費(就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以
下同じ。)及び進学準備給付金費(進学準備給付金の支給に要する費
用をいう。以下同じ。)の四分の一

四 (略)

(返還額等の収納の委託)

第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたと
き。

三 第五十一条第二項(第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十
五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による第四十九条
、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつた
とき。

四 第五十一条第二項(第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十
五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第四十九条
、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したと
き。

(都道府県の負担)

第七十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を
負担しなければならない。

一・二 (略)

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁し
た就労自立給付金費(就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以
下同じ。)及び進学準備給付金費(進学準備給付金の支給に要する費
用をいう。次号、第七十五条第一項第二号及び第七十八条第三項にお
いて同じ。)の四分の一

四 (略)

第七十八条の三 第六十三条の規定により返還しなければならないものとして保護の実施機関の定める額（以下この項において「返還額」という。

）又は第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定により都道府県又は市町村の長が徴収することとした額（第七十七条第一項にあつては、同条第二項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。以下この項において「徴収額」という。）の収納の事務については、保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

2 保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、保護の変更、廃止又は停止に伴い、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

3 就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長が、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で

（新設）

定めるところにより、私人に委託することができる。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第八十四条の四 第五十四条第一項(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 (略)

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十五条の六若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第八十四条の四 第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 (略)

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十五条の六若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

別表第二(第五十四条の二関係)

その事 業とし て居宅 介護を 行う者 又は特 定福祉 用具販 売事業 者	介護保険法 第四十一 条第一項 本文の指 定	同法第七 十五條第 二項の規 定による 指定居宅 サービスの 事業の廃 止があつ たとき、 同法第 七十七條 第一項若 しくは第 百十五條 の三十五 第六項の 規定によ る同法第 四十一條 第一項本 文の指定 の取消し があつた とき、又 は同法第 七十七條 の二第一 項の規定 により同 法第四十 一	同法第七 十五條第 二項の規 定による 指定居宅 サービスの 事業の廃 止があつ たとき、 同法第 七十七條 第一項若 しくは第 百十五條 の三十五 第六項の 規定によ る同法第 四十一條 第一項本 文の指定 の取消し があつた とき、又 は同法第 七十七條 の二第一 項の規定 により同 法第四十 一	同法第七 十五條第 二項の規 定による 指定居宅 サービスの 事業の廃 止があつ たとき、 同法第 七十七條 第一項若 しくは第 百十五條 の三十五 第六項の 規定によ る同法第 四十一條 第一項本 文の指定 の取消し があつた とき、又 は同法第 七十七條 の二第一 項の規定 により同 法第四十 一	同法第七 十五條第 二項の規 定による 指定居宅 サービスの 事業の廃 止があつ たとき、 同法第 七十七條 第一項若 しくは第 百十五條 の三十五 第六項の 規定によ る同法第 四十一條 第一項本 文の指定 の取消し があつた とき、又 は同法第 七十七條 の二第一 項の規定 により同 法第四十 一
--	------------------------------------	---	---	---	---

別表第二(第五十四条の二関係)

その事 業とし て居宅 介護を 行う者 又は特 定福祉 用具販 売事業 者	介護保険法 第四十一 条第一項 本文の指 定	同法第七 十五條第 二項の規 定による 指定居宅 サービスの 事業の廃 止があつ たとき、 同法第 七十七條 第一項若 しくは第 百十五條 の三十五 第六項の 規定によ る同法第 四十一條 第一項本 文の指定 の取消し があつた とき、又 は同法第 七十七條 の二第一 項の規定 により同 法第四十 一	同法第七 十五條第 二項の規 定による 指定居宅 サービスの 事業の廃 止があつ たとき、 同法第 七十七條 第一項若 しくは第 百十五條 の三十五 第六項の 規定によ る同法第 四十一條 第一項本 文の指定 の取消し があつた とき、又 は同法第 七十七條 の二第一 項の規定 により同 法第四十 一	同法第七 十五條第 二項の規 定による 指定居宅 サービスの 事業の廃 止があつ たとき、 同法第 七十七條 第一項若 しくは第 百十五條 の三十五 第六項の 規定によ る同法第 四十一條 第一項本 文の指定 の取消し があつた とき、又 は同法第 七十七條 の二第一 項の規定 により同 法第四十 一	同法第七 十五條第 二項の規 定による 指定居宅 サービスの 事業の廃 止があつ たとき、 同法第 七十七條 第一項若 しくは第 百十五條 の三十五 第六項の 規定によ る同法第 四十一條 第一項本 文の指定 の取消し があつた とき、又 は同法第 七十七條 の二第一 項の規定 により同 法第四十 一
--	------------------------------------	---	---	---	---

<p>介護保険法 第七十二条 第一項の規 定により同 法第四十一 条第一項本 文の指定が あつたもの とみなされ た居室サ―</p>	<p>法第四十一 条第一項本 文の指定が あつたもの とみなされ た居室サ― ビスに係る 同項本文の 指定</p>	<p>同法第七十五 条第二項の 規定による 指定居室サ ―ビスの事 業の廃止が あつたとき 、同法第七 十七條第一 項若しくは 第七十七條 第一項第三 十五條第六 項の規定に よる同法第 四十一條第 一項本文の 指定の取消 しがあつた とき、又は 同法第七十 七條第一項 若しくは第 七十七條第 一項第三十 五條第六項 の規定によ る同法第四 十一條第一 項本文の指 定の取消し があつた時 き、又は同 法第七十五 條第二項の 規定による 指定居室サ ―ビスの事 業の廃止が あつたとき 、同法第七 十七條第一 項若しくは 第七十七條 第一項第三 十五條第六 項の規定に よる同法第 四十一條第 一項本文の 指定の取消 しがあつた とき、又は 同法第七十 七條第一項 若しくは第 七十七條第 一項第三十 五條第六項 の規定によ る同法第四 十一條第一 項本文の指 定の取消し があつた時 き。</p>	<p>第七十七條 第一項若し しくは第百 十五條第三 十五條第六 項の規定に よる同法第 四十一條第 一項本文の 指定の取消 しがあつた とき、又は 同法第七十 七條第一項 若しくは第 七十七條第 一項第三十 五條第六項 の規定によ る同法第四 十一條第一 項本文の指 定の取消し があつた時 き。</p>	<p>同法第七十七 條第一項又 は第百十五 條の全部又 は一部の効 力の停止が あつたとき 。</p>	<p>同法第七十七 條第一項又 は第百十五 條の全部又 は一部の効 力の停止が あつたとき 。</p>
--	---	--	---	---	---

<p>介護保険法 第七十二条 第一項の規 定により同 法第四十一 条第一項本 文の指定が あつたもの とみなされ た居室サ―</p>	<p>法第四十一 条第一項本 文の指定が あつたもの とみなされ た居室サ― ビスに係る 同項本文の 指定</p>	<p>同法第七十五 條第二項の 規定による 指定居室サ ―ビスの事 業の廃止が あつたとき 、同法第七 十二條第二 項、第七十 七條第一項 若しくは第 七十七條第 一項第三十 五條第六項 の規定によ る同法第四 十一條第一 項本文の指 定の取消し があつた時 き。</p>	<p>第七十一條 第二項、第 七十七條第 一項若し しくは第百 十五條第三 十五條第六 項の規定に よる同法第 四十一條第 一項本文の 指定の取消 しがあつた とき、又は 同法第七十 七條第一項 若しくは第 七十七條第 一項第三十 五條第六項 の規定によ る同法第四 十一條第一 項本文の指 定の取消し があつた時 き。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
--	---	--	--	-------------	-------------

<p>ビスに係る同項本文の指定</p>	<p>七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十第五第二項に規定する指</p>	<p>同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあるときは、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失わ</p>
			<p>同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>ビスに係る同項本文の指定</p>	<p>たとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十第五第二項に規定する指</p>	<p>同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあるときは、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失わ</p>
			<p>(新設)</p>

<p>定期間開始時有効指定を除く。）</p>	<p>介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十一条第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八</p>	<p>れたとき。</p>	<p>同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
------------------------	--	--------------	---

<p>定期間開始時有効指定を除く。）</p>	<p>介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十一条第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八</p>	<p>れたとき。</p>	<p>同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十若しくは同法第七十一条第一項本文の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十一条第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたと</p>	<p>（新設）</p>
------------------------	--	--------------	---	-------------

<p>条第二十二 項に規定す る地域密着 型介護老人 福祉施設に 係る指定及 び同法第七 十八条の十 五第二項に 規定する指 定期間開始 時有効指定 を除く。)</p>	<p>介護保険法 第七十八条 の十二にお いて読み替 えて準用す る同法第七 十二条第一 項の規定に より同法第</p>
	<p>同法第七十八条の五第 二項の規定による指定 地域密着型サービスの 事業の廃止があつたと き、同法第七十八条の 十の規定による同法第 四十二条の二第一項本 文の指定の取消しがあ つたとき、又は同法第</p>
	<p>同法第七十八条の十 の規定による同法第 四十二条の二第一項 本文の指定の全部又は 一部の効力の停止 があつたとき。</p>

<p>条第二十二 項に規定す る地域密着 型介護老人 福祉施設に 係る指定及 び同法第七 十八条の十 五第二項に 規定する指 定期間開始 時有効指定 を除く。)</p>	<p>介護保険法 第七十八条 の十二にお いて読み替 えて準用す る同法第七 十二条第一 項の規定に より同法第</p>
<p>き。</p>	<p>同法第七十八条の五第 二項の規定による指定 地域密着型サービスの 事業の廃止があつたと き、同法第七十八条の 十若しくは同法第七十 八条の十二において読 み替えて準用する同法 第七十二条第二項の規</p>
<p>(新設)</p>	

四十二條の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八條第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八條の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	七十八條の十二において読み替えて準用する同法第七十條の二第一項若しくは第七十二條第二項の規定により同法第四十二條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。
---	---

四十二條の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八條第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八條の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	定による同法第四十二條の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八條の十二において読み替えて準用する同法第七十條の二第一項若しくは第七十二條第二項の規定により同法第四十二條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。
---	--

介護保険法 第七十八条	介護保険法 第七十八条 の十三第一 項の規定に より公募に より行う同 項に規定す る市町村長 指定区域・ サービス事 業所に係る 同法第四十 二条の第二 一項本文の 指定	同法第七十八条の十七 の規定により読み替え て適用する同法第七十 八条の五第二項の規定 による指定地域密着型 サービスの実業の廃止 があつたとき、同法第 七十八条の十七の規定 により読み替えて適用 する同法第七十八条の 十の規定による同法第 四十二條の二第一項本 文の指定の取消しがあ つたとき、又は同法第 七十八條の十五第一項 の規定により同法第四 十二條の二第一項本文 の指定の効力が失われ たとき。	同法第七十八条の十 七の規定により読み 替えて適用する同法 第七十八條の十の規 定による同法第四十 二條の二第一項本文 の指定の全部又は一 部の効力の停止があ つたとき。
----------------	--	--	---

介護保険法 第七十八条	介護保険法 第七十八条 の十三第一 項の規定に より公募に より行う同 項に規定す る市町村長 指定区域・ サービス事 業所に係る 同法第四十 二条の第二 一項本文の 指定	同法第七十八条の十七 の規定により読み替え て適用する同法第七十 八条の五第二項の規定 による指定地域密着型 サービスの実業の廃止 があつたとき、同法第 七十八条の十七の規定 により読み替えて適用 する同法第七十八条の 十の規定による同法第 四十二條の二第一項本 文の指定の取消しがあ つたとき、又は同法第 七十八條の十五第一項 の規定により同法第四 十二條の二第一項本文 の指定の効力が失われ たとき。	(新設)
----------------	--	--	------

	地域密着型介護老人福祉施設	
	介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定	
<p>法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき</p>	<p>同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	
	<p>同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	
	地域密着型介護老人福祉施設	
	介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定	
<p>指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	
<p>(新設)</p>		

<p>介護老人福祉施設</p>	<p>介護保険法 第四十八条 第一項第一号の指定</p>	<p>同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき、同法第九十二条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第一項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
<p>介護老人保健施設</p>	<p>介護保険法 第九十四条 第一項の許可</p>	<p>同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十条の三十五第六項の規定により同法第九十条第一項の許可の取</p>	<p>同法第百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第九十四条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
<p>介護老人福祉施設</p>	<p>介護保険法 第四十八条 第一項第一号の指定</p>	<p>同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき、同法第九十二条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第一項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>介護老人保健施設</p>	<p>介護保険法 第九十四条 第一項の許可</p>	<p>同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十条の三十五第六項の規定により同法第九十条第一項の許可の取</p>	<p>(新設)</p>

業とし その事 業とし	介護医 療院	
介護保険法 第五十三條	介護保険法 第七條第 一項の許可	
同法第百十五條の五第 二項の規定による指定	同法第百十三條第二項 の規定による介護医療 院の廃止があつたとき 、同法第百十四條の六 第一項若しくは第百十 五條の三十五第六項の 規定により同法第百七 條第一項の許可の取消 しがあつたとき、又は 同法第百八條第一項の 規定により同法第百七 條第一項の許可の効力 が失われたとき。	消しがあつたとき、又 は同法第九十四條の二 第一項の規定により同 法第九十四條第一項の 許可の効力が失われた とき。
同法第百十五條の九 第一項又は第百十五	同法第百十四條の六 第一項又は第百十五 條の三十五第六項の 規定による同法第百 七條第一項の許可の 全部又は一部の効力 の停止があつたとき	
業とし その事 業とし	介護医 療院	
介護保険法 第五十三條	介護保険法 第七條第 一項の許可	
同法第百十五條の五第 二項の規定による指定	同法第百十三條第二項 の規定による介護医療 院の廃止があつたとき 、同法第百十四條の六 第一項若しくは第百十 五條の三十五第六項の 規定により同法第百七 條第一項の許可の取消 しがあつたとき、又は 同法第百八條第一項の 規定により同法第百七 條第一項の許可の効力 が失われたとき。	消しがあつたとき、又 は同法第九十四條の二 第一項の規定により同 法第九十四條第一項の 許可の効力が失われた とき。
(新設)	(新設)	

<p>て介護 予防を 行う者 又は特 定介護 予防福 祉用具 販売事 業者</p>	<p>て介護 第一項本文 の指定</p>	<p>介護予防サービスの事業の廃止があつたとき 、同法第百十五條の九 第一項若しくは第百十 五條の三十五第六項の 規定による同法第五 十條第一項本文の指定 の取消しがあつたとき 、又は同法第百十五條 の十一において読み替 えて準用する同法第七 十條の二第一項の規定 により同法第五十三條 第一項本文の指定の効 力が失われたとき。</p>	<p>介護保険法 第百十五條 の十一にお いて読み替 えて準用す る同法第七 十條第一</p>	<p>同法第百十五條の五第 二項の規定による指定 介護予防サービスの事 業の廃止があつたとき 、同法第百十五條の九 第一項若しくは同法第 百十五條の三十五第六</p>	<p>條の三十五第六項の 規定による同法第五 十三條第一項本文の 指定の全部又は一部 の効力の停止があつ たとき。</p>	<p>同法第百十五條の九 第一項又は第百十五 條の三十五第六項の 規定による同法第五 十三條第一項本文の 指定の全部又は一部 の効力の停止があつ</p>
---	------------------------------	--	---	---	---	--

<p>て介護 予防を 行う者 又は特 定介護 予防福 祉用具 販売事 業者</p>	<p>て介護 第一項本文 の指定</p>	<p>介護予防サービスの事業の廃止があつたとき 、同法第百十五條の九 第一項若しくは第百十 五條の三十五第六項の 規定による同法第五 十條第一項本文の指定 の取消しがあつたとき 、又は同法第百十五條 の十一において読み替 えて準用する同法第七 十條の二第一項の規定 により同法第五十三條 第一項本文の指定の効 力が失われたとき。</p>	<p>介護保険法 第百十五條 の十一にお いて読み替 えて準用す る同法第七 十條第一</p>	<p>同法第百十五條の五第 二項の規定による指定 介護予防サービスの事 業の廃止があつたとき 、同法第百十五條の九 第一項、同法第百十五 條の十一において読み</p>	<p>(新設)</p>
---	------------------------------	--	---	---	-------------

<p>項の規定に より同法第 五十三条第 一項本文の 指定があつ たものとみ なされた介 護予防サー ビスに係る 同項本文の 指定</p>	<p>項の規定による同法第 五十三条第一項本文の 指定の取消しがあつた とき、又は同法第一百 五条の十一において読 み替えて準用する同法 第七十条の二第一項若 しくは第七十一条第二 項の規定により同法第 五十三条第一項本文の 指定の効力が失われた とき。</p>	<p>介護保険法 第一百五 条の十一に おいて読み 替えて準用 する同法第 七 十二 条第一 項の規定に</p>	<p>同法第一百五 条の五第 二項の規定による指定 介護予防サー ビスの事 業の廃止があつたとき 、同法第百 十五 条の九 第一項若しくは同法第 百十五 条の三 十五第 六 項の規定による同法第</p>	<p>同法第百十五 条の九 第一項又は第百十五 条の三十五第六項の 規定による同法第五 十三 条第一 項本文の 指定の全部又は一部 の効力の停止があつ たとき。</p>	<p>たとき。</p>
---	---	--	---	--	-------------

<p>項の規定に より同法第 五十三条第 一項本文の 指定があつ たものとみ なされた介 護予防サー ビスに係る 同項本文の 指定</p>	<p>項の規定による同法第 五十三条第一項本文の 指定の取消しがあつた とき、又は同法第一百 五条の十一において読 み替えて準用する同法 第七十条の二第一項若 しくは第七十一条第二 項の規定により同法第 五十三条第一項本文の 指定の効力が失われた とき。</p>	<p>介護保険法 第一百五 条の十一に おいて読み 替えて準用 する同法第 七 十二 条第一 項の規定に</p>	<p>同法第一百五 条の五第 二項の規定による指定 介護予防サー ビスの事 業の廃止があつたとき 、同法第百 十五 条の九 第一項、同法第百十五 条の十一において読み 替えて準用する同法第</p>	<p>(新設)</p>	<p>替えて準用する同法第 七十一 条第二 項若しく は同法 第百十五 条の三 十五第 六項の 規定によ る同法 第百十三 条第一 項本文の 指定の取 消しがあ つたとき 、又は同 法第百十五 条の十一 において 読み替 えて準用 する同法 第七十 条の二 第一項の 規定によ り同法 第五十三 条第一 項本文 の指定の 効力が失 われた とき。</p>
---	---	--	--	-------------	---

<p>より同法第五十三條第一項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービ스에係る同項本文の指定</p>	<p>五十三條第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第五十三條の十一において読み替へて準用する同法第七十條の二第一項若しくは第七十二條第二項の規定により同法第五十三條第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>介護保険法第五十四條の二第一項本文の指定</p>	<p>同法第一百五十五條の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第一百五十五條の十九の規定による同法第五十四條の二第一項本文の指定</p>
		<p>同法第一百五十五條の十九の規定による同法第五十四條の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	

<p>より同法第五十三條第一項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービ스에係る同項本文の指定</p>	<p>七十二條第二項若しくは同法第一百五十五條の三十五第六項の規定による同法第五十三條第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第一百五十五條の十一において読み替へて準用する同法第七十條の二第一項若しくは第七十二條第二項の規定による同法第五十三條第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>介護保険法第五十四條の二第一項本文の指定</p>	<p>同法第一百五十五條の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第一百五十五條の十九の規定による同法第五十四條の二第一項本文の指定</p>
		<p>(新設)</p>	

	<p>その事 業とし て介護 予防支 援計画 を作成 する者</p>
	<p>介護保険法 第五十八 条第一項の指 定</p>
<p>の取消しがあつたとき 、又は同法第百十五 条の二十一において準用 する同法第七十条の二 第一項の規定により同 法第五十四条の二第一 項本文の指定の効力が 失われたとき。</p>	<p>同法第百十五條の二十 五第二項の規定による 指定介護予防支援の事 業の廃止があつたとき 、同法第百十五條の二 十九の規定による同法 第五十八條第一項の指 定の取消しがあつたと き、又は同法第百十五 條の三十一において準 用する同法第七十条の 二第一項の規定により 同法第五十八條第一項 の指定の効力が失われ</p>
	<p>同法第百十五條の二 十九の規定による同 法第五十八條第一項 の指定の全部又は一 部の効力の停止があ つたとき。</p>
	<p>その事 業とし て介護 予防支 援計画 を作成 する者</p>
	<p>介護保険法 第五十八 条第一項の指 定</p>
<p>の取消しがあつたとき 、又は同法第百十五 条の二十一において準用 する同法第七十条の二 第一項の規定により同 法第五十四条の二第一 項本文の指定の効力が 失われたとき。</p>	<p>同法第百十五條の二十 五第二項の規定による 指定介護予防支援の事 業の廃止があつたとき 、同法第百十五條の二 十九の規定による同法 第五十八條第一項の指 定の取消しがあつたと き、又は同法第百十五 條の三十一において準 用する同法第七十条の 二第一項の規定により 同法第五十八條第一項 の指定の効力が失われ</p>
<p>(新設)</p>	

	<p>から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条の六、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条</p>
都道府県	<p>第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第六項及び第五十五条第二項にお</p>
	<p>から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条の六、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条</p>
都道府県	<p>第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項にお</p>

(略)	
(略)	<p>て準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条の二第一項、第六十五条第一項、第七十四条第二項第三、第六十五号、第七十七条第一項、第七十七号及び第三号、第七十七条第一項、第七十七号の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで</p>
(略)	
(略)	<p>て準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条の二第一項、第六十五条第一項、第七十四条第二項第三、第六十五号、第七十七条第一項、第七十七号及び第三号、第七十七条第一項、第七十七号の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで</p>

改正案	現行
<p>（林地台帳の作成） 第九十一条の四（略）</p> <p>2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続又は第九十一条第二項の実地調査その他の前項各号に掲げる事項を把握するための調査により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（林地台帳の作成） 第九十一条の四（略）</p> <p>2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3（略）</p>

○ 軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）第三百四条による改正後（令和二年四月一日施行）のもの

改正案	現行
<p>第八条 都道府県知事（当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」ト謂フ）ノ区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ当該指定都市ノ長以下第二十五条ヲ除キ同ジ）必要アリト認ムルトキハ道路管理者ニ道路ニ敷設スル軌道工事及之カヲ必要ヲ生シタル道路ニ関スル工事ノ全部又ハ一部ノ執行ノ指示ヲ為スコトヲ得</p> <p>②（略）</p> <p>第二十五条 本法ニ規定スル国土交通大臣ノ権限ニ属スル事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ都道府県知事又ハ指定都市ノ長ガ行フモノトスルコトヲ得</p> <p>②（略）</p> <p>第二十六条 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十八条の二、第十八条の三、第十九条の三乃至第二十一条、第二十三条第一項第三号、第五号及第六号並第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項但書及第四項、第二十七条第一項、第二項及第四項、第二十九条第一項、第</p>	<p>第八条 都道府県知事必要アリト認ムルトキハ道路管理者ニ道路ニ敷設スル軌道工事及之カヲ必要ヲ生シタル道路ニ関スル工事ノ全部又ハ一部ノ執行ノ指示ヲ為スコトヲ得</p> <p>②（略）</p> <p>第二十五条 本法ニ規定スル国土交通大臣ノ権限ニ属スル事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ都道府県知事ガ行フモノトスルコトヲ得</p> <p>②（略）</p> <p>第二十六条 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十八条の二、第十八条の三、第十九条の三乃至第二十一条、第二十三条第一項第三号、第五号及第六号並第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項但書及第四項、第二十七条第一項、第二項及第四項、第二十九条第一項、第</p>

五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項及第二項並第五十六條の二ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同法第二十一条中「鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）」トアルハ「軌道の抵当に関する法律（明治四十二年法律第二十八号）」ト、同法第二十五条第三項中「、第一項」トアルハ「、軌道法第十六条第一項」ト、「業務」トアルハ「事業又は運輸」ト、「が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつた」トアルハ「に關し公益上必要がある」ト、「又は第一項」トアルハ「又は同項」ト、同法第五十五条第二項中「国土交通大臣」トアルハ「国土交通大臣又は都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内のみにある場合にあつては、当該指定都市の長。次条において同じ。）」ト、同法第五十六条第一項及第二項中「国土交通大臣」トアルハ「国土交通大臣又は都道府県知事」ト、同法第五十六条の二中「第五十五条第一項」トアルハ「軌道法第十三条」トス

第二十七条ノ二 軌道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ關スル民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八條の二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二号中「表示していた」トアルハ「表示し、又は公表していた」トス

第二十七条ノ三 一ノ都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ指定都市ノ区域内ノミニ在ル軌道ニ付其ノ敷設スル地ガ当該指定都市ノ区域ト

五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項及第二項並第五十六條の二ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ同法第二十一条中鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）トアルハ明治四十二年法律第二十八号ト同法第二十五条第三項中第一項トアルハ軌道法第十六条第一項ト業務トアルハ事業又は運輸トが前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたトアルハに關し公益上必要があるト同法第五十五条第二項並第五十六条第一項及第二項中国土交通大臣トアルハ国土交通大臣又は都道府県知事ト同法第五十六条の二中第五十五条第一項トアルハ軌道法第十三条トス

第二十七条ノ二 軌道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ關スル民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八條の二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二号中表示していたトアルハ表示し、又は公表していたトス

（新設）

当該区域外ノ当該指定都市ヲ包括スル都道府県ノ区域トニ跨ルコトナ
リタル場合ニ於テハ其ノ変更ノ際現ニ効力ヲ有スル当該指定都市ノ長ガ
行ヒタル認可等ノ処分其ノ他ノ行為（以下本条ニ於テ「処分等ノ行為」
ト謂フ）又ハ現ニ当該指定都市ノ長ニ為サレタル認可ノ申請其ノ他ノ行
為（以下本条ニ於テ「申請等ノ行為」ト謂フ）ハ其ノ変更以降ニ於テハ
当該都道府県ノ知事ガ行ヒタル処分等ノ行為又ハ当該都道府県ノ知事ニ
為サレタル申請等ノ行為ト看做ス

第二十七条ノ四（略）

第三十四条 第八条第一項、第十条、第十二条第二項、第十三条、第二十
四条並第二十六条ニ於テ読替ヘテ準用スル鉄道事業法第五十五条第二項
並第五十六条第一項及第二項ノ規定ニ依リ都道府県又ハ指定都市ガ処理
スルコトトサレタル事務ハ地方自治法第二条第九項第一号ニ規定スル第
一号法定受託事務トス

第二十七条ノ三（略）

第三十四条 第八条第一項、第十条、第十二条第二項、第十三条、第二十
四条並第二十六条ニ於テ読替ヘテ準用スル鉄道事業法第五十五条第二項
並第五十六条第一項及第二項ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトトサ
レタル事務ハ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項
第一号ニ規定スル第一号法定受託事務トス

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、不動産鑑定士の登録を受けることができない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第二十条第四号又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p> <p>六 第四十条第一項又は第二項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十条第一号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者</p> <p>七 （略）</p> <p>（登録の手續）</p> <p>第十七条 不動産鑑定士の登録を受けようとする者は、登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（変更の登録）</p> <p>第十八条 不動産鑑定士は、第十五条の規定により登録を受けた事項に</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、不動産鑑定士の登録を受けることができない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第二十条第一項第四号又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p> <p>六 第四十条第一項又は第二項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十条第一号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者</p> <p>七 （略）</p> <p>（登録の手續）</p> <p>第十七条 不動産鑑定士の登録を受けようとする者は、その住所を管轄する都道府県知事を経由して、登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（変更の登録）</p> <p>第十八条 不動産鑑定士は、第十五条の規定により登録を受けた事項に</p>

更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を国土交通大臣に申請しなければならぬ。

(死亡等の届出)

第十九条 (略)

(削る)

(登録の消除)

第二十条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該不動産鑑定士の登録を消除しなければならない。

一 (略)

二 前条の規定による届出があつたとき。

三 前条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

四・五 (略)

(削る)

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の特例)

第五十三条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項又は第二十九条第一項の規定に

更があつたときは、遅滞なく、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、変更の登録を国土交通大臣に申請しなければならない。

(死亡等の届出)

第十九条 (略)

2 前項の届出は、届出に係る不動産鑑定士の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

(登録の消除)

第二十条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該不動産鑑定士の登録を消除しなければならない。

一 (略)

二 前条第一項の規定による届出があつたとき。

三 前条第一項の規定による届出がなくて同項各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

四・五 (略)

2 前項第一号の申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の特例)

第五十三条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項第一号、第二十三条第一項

よる申請又は届出（国土交通大臣に対するものに限る。以下この条において「申請等」という。）を同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、当該電子情報処理組織を使用して行う申請等は、それぞれ第二十三条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第三項又は第二十九条第二項の規定にかかわらず、都道府県知事を経由して行うことを要しない。

（事務の区分）

第五十五条 第二十三条第一項（国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）、第二十六条第二項及び第三項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十一条 第十九条（第三号を除く。）又は第二十九条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

、第二十六条第一項、第二十七条第二項又は第二十九条第一項の規定による申請又は届出（国土交通大臣に対するものに限る。以下この条において「申請等」という。）を同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、当該電子情報処理組織を使用して行う申請等は、それぞれ第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第三項又は第二十九条第二項の規定にかかわらず、都道府県知事を経由して行うことを要しない。

（事務の区分）

第五十五条 第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項（国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）、第二十六条第二項及び第三項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十一条 第十九条第一項（第三号を除く。）又は第二十九条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（市町村の都市計画の決定）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならぬ。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（市町村の都市計画の決定）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならぬ。この場合において、<u>町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。</u></p> <p>4・5（略）</p>

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案				現 行	
		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）			
法律	(略)	法律	(略)	法律	(略)	法律	(略)
事 務	(略)	事 務	(略)	事 務	(略)	事 務	(略)
<p>軌道法（大正十年法律第七十六号）</p>		<p>第八条第一項、第十条、第十二条第二項、第十三条、第二十四条並びに第二十六条において読み替えて準用する鉄道事業法（昭和六十年法律第九十二号）第五十五条第二項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務</p>		<p>軌道法（大正十年法律第七十六号）</p>		<p>第八条第一項、第十条、第十二条第二項、第十三条、第二十四条並びに第二十六条において読み替えて準用する鉄道事業法（昭和六十年法律第九十二号）第五十五条第二項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>生活保護法（昭和二十五年法律第四百十</p>		<p>一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第</p>		<p>生活保護法（昭和二十五年法律第四百十</p>		<p>一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第</p>	

四号)

二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第五項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条の六、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十二条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条の規定により処理することとされている事務

二 都道府県が第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二

四号)

二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第五項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条の六、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十二条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条の規定により処理することとされている事務

二 都道府県が第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二

条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第六項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用

条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用

(略)	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）	(略)	
(略)	第二十三条第一項（国土交通大臣への經由に関する事務に係る部分に限る。）、第二十六条第二項及び第三項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	する場合を含む。）、第七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務 三・四（略）
(略)	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）	(略)	
(略)	第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項（国土交通大臣への經由に関する事務に係る部分に限る。）、第二十六条第二項及び第三項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	する場合を含む。）、第七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務 三・四（略）

改正案	現行
<p>（所有者等への指導又は助言）</p> <p>第五十三条の八 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長。第八十三条の八第四項、第九十条第一項及び第九十一条第一項を除き、以下同じ。）は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）</p> <p>第四百四十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（所有者等への指導又は助言）</p> <p>第五十三条の八 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長。第四百四十三条第三項、第八十三条の八第四項、第九十条第一項及び第九十一条第一項を除き、以下同じ。）は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）</p> <p>第四百四十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての都市計画法第十九条第三項の規定による同意に当たつては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならない</p>

3|
・4|
(略)

4|
・5|
(略)

ただし、当該都道府県が特定地方公共団体である場合は、この限りでない。

改正案	現行
<p>（特定教育・保育施設の利用等に関する特別の配慮）</p> <p>第二十八条 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三條第二項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二條第一項若しくは第五十四條第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四條第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。</p> <p>い。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（特定教育・保育施設の利用等に関する特別の配慮）</p> <p>第二十八条 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三條第三項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二條第一項若しくは第五十四條第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四條第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。</p> <p>い。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（児童虐待を受けた児童等に対する支援）</p> <p>第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（児童虐待を受けた児童等に対する支援）</p> <p>第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>

		改 正 案		別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		現 行		別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五関係）

一〇二十六（略）

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二條第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三條第一項の經由、同法第二十六條第一項の登録、同法第二項の經由、同法第二十七條第一項の登録又は同条第三項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八〇三十四（略）

別表第五（第三十条の十五関係）

一〇二十六（略）

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第十七條第一項、第十八條若しくは第十九條第二項の經由、同法第二十二條第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三條第一項の經由、同法第二十六條第一項の登録、同法第二項の經由、同法第二十七條第一項の登録又は同条第三項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八〇三十四（略）

改正案	現行
<p>第三十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者は」とあるのは「都市計画決定権者は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとするときは」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第百二十六条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該</p>	<p>第三十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者は」とあるのは「都市計画決定権者は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとするときは」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項又は第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第百二十六条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任さ</p>

地方整備局長又は北海道開発局長。以下「都市計画同意権者」という。

（及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者）」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事）」とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者）」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者の全てにより第三項第二号」と、「第二十九条第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定め

れている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は

都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者）」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事）」とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者）」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者の全てにより第三項第二号」と、「第二十九条第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める

る者のすべてにより当該措置がとられるまで」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

3・4 (略)

第四十二条 (略)
(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

2 (略)

者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

3・4 (略)

第四十二条 (略)
(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

2 (略)

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意（以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。）を行うに当たっては、国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第二百二十六条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長。第四十五条において「都市計画同意権者」という。）は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例）

第四十五条（略）

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十八条第一項及び第二項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）。又は同法第十九条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される同法第十九条第三項（同法第

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意（以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。）を行うに当たっては、国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第二百二十六条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長。又は都道府県知事（第四十五条において「都市計画同意権者」という。）は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例）

第四十五条（略）

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十八条第一項及び第二項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）。又は同法第十九条第一項から第四項まで（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項にあつては同法第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、同法第十九

第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定が適用される場合には、第四十二条第二項の規定は都市計画決定権者が前条第七項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二条第三項の規定は当該都市計画について都市計画同意権者が都市計画同意を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四条第七項の規定により送付を受けた」と、同条第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五条第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとする。

条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)にあつては同法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む、同法第十九条第四項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定が適用される場合には、第四十二条第二項の規定は都市計画決定権者が前条第七項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二条第三項の規定は当該都市計画について都市計画同意権者が都市計画同意を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四条第七項の規定により送付を受けた」と、同条第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五条第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとする。

○ 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けることができない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの</p> <p>五 （略）</p> <p>六 第二十条第四号又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p> <p>七 第四十条第一項又は第二項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十条第一号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者</p> <p>（登録の手続）</p> <p>第十七条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けようとする者は、登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けることができない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの</p> <p>五 （略）</p> <p>六 第二十条第一項第四号又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p> <p>七 第四十条第一項又は第二項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十条第一号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者</p> <p>（登録の手続）</p> <p>第十七条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けようとする者は、その住所地为管轄する都道府県知事を経由して、登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p>

2・3 (略)

(変更の登録)

第十八条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、第十五条第一項の規定により登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を国土交通大臣に申請しなければならない。

(死亡等の届出)

第十九条 (略)

(削る)

(登録の消除)

第二十条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除しなければならない。

一 (略)

二 前条の規定による届出があつたとき。

三 前条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

四・五 (略)

(削る)

2・3 (略)

(変更の登録)

第十八条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、第十五条第一項の規定により登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、変更の登録を国土交通大臣に申請しなければならない。

(死亡等の届出)

第十九条 (略)

2 前項の届出は、届出に係る不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

(登録の消除)

第二十条 国土交通大臣は、次の各号の一に掲げる場合には、当該不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除しなければならない。

一 (略)

二 前条第一項の規定による届出があつたとき。

三 前条第一項の規定による届出がなくて同項各号の一に該当する事実が判明したとき。

四・五 (略)

2 前項第一号の申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

改正案	現行
<p>（生涯活躍のまち形成事業計画の作成） 第十七条の二十四（略） 2～5（略）</p> <p>6 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第一項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第七十条第二項（同法第七十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十項において同じ。）の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。</p> <p>7～9（略）</p> <p>10 認定市町村は、第四項第四号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号</p>	<p>（生涯活躍のまち形成事業計画の作成） 第十七条の二十四（略） 2～5（略）</p> <p>6 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第一項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第七十条第二項（同法第七十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十項において同じ。）の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。</p> <p>7～9（略）</p> <p>10 認定市町村は、第四項第四号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号</p>

ハの種類地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第二項において同じ。）については、当該事項が同法第七十八条の二第四項（同法第七十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十四項において同じ。）の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

11 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であって当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第三項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第一百五十五条の二第二項（同法第一百五十五条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十五項において同じ。）の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

12・13 (略)

14 認定市町村は、第四項第六号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であって当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号

ハの種類地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第二項において同じ。）については、当該事項が同法第七十八条の二第四項（同法第七十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十五項において同じ。）の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

11 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であって当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第三項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第一百五十五条の二第二項（同法第一百五十五条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十六項において同じ。）の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

12・13 (略)

14 認定市町村は、第四項第六号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であって当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号

ハの種類地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第四項において同じ。）については、当該事項が同法第一百五十二条第二項（同法第一百五十二条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十八項において同じ。）の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

15 認定市町村（介護保険法第一百五十二条の四十五の三第一項の規定に基づき同項の第一号事業支給費を支給することにより第一号事業を行うものに限る。第十七条の三十六第十九項において同じ。）は、第四項第七号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類第一号事業を行う場合において当該第一号事業について当該認定市町村の長から同法百十五條の四十五の三第一項の指定を受けていないときに限る。第十七条の三十三第五項において同じ。）については、当該事項が同法第一百五十二条の四十五の五第二項の規定により同法第一百五十二条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

16 (略)

17 生涯活躍のまち形成事業計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画、市町村

ハの種類地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第四項において同じ。）については、当該事項が同法第一百五十二条第二項（同法第一百五十二条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十七条の三十六第十九項において同じ。）の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

15 認定市町村（介護保険法第一百五十二条の四十五の三第一項の規定に基づき同項の第一号事業支給費を支給することにより第一号事業を行うものに限る。第十七条の三十六第二十項において同じ。）は、第四項第七号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類第一号事業を行う場合において当該第一号事業について当該認定市町村の長から同法百十五條の四十五の三第一項の指定を受けていないときに限る。第十七条の三十三第五項において同じ。）については、当該事項が同法第一百五十二条の四十五の五第二項の規定により同法第一百五十二条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

16 (略)

17 生涯活躍のまち形成事業計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画、市町村

介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であつて高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるもの（第十七条の三十六第二項において「市町村高齢者居住安定確保計画等」という。）との調和が保たれたものでなければならない。

18・19 (略)

(地域住宅団地再生事業計画の作成)

第十七条の三十六 (略)

2・8 (略)

(削る)

9・11 (略)

12| 都道府県知事は、介護保険法第七十条第七項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、第十項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通知しなければならない。

13| 前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十項の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

14| 16 (略)

介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であつて高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるもの（第十七条の三十六第二十一項において「市町村高齢者居住安定確保計画等」という。）との調和が保たれたものでなければならない。

18・19 (略)

(地域住宅団地再生事業計画の作成)

第十七条の三十六 (略)

2・8 (略)

9| 認定市町村である町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記載しようとするときは、同号ハに掲げる事項（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画の決定又は変更に係るものに限る。）について、都道府県知事の同意を得なければならない。

10| 12 (略)

13| 都道府県知事は、介護保険法第七十条第七項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、第十一項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通知しなければならない。

14| 前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十一項の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

15| 17 (略)

17) 前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十五項の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

18) 22) (略)

(建築物の建築等の許可の特例)

第十七条の三十七 前条第四項第一号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項(同条第二十二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、当該事項に係る住宅団地再生建築物整備事業を実施する区域内の建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第四項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の三十六第二十一項(同条第二十二項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画に定められた同条第四項第一号ハに規定する基本的な方針(以下この条において「基本的方針」という。)に適合すると認めて許可した場合その他」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合、」と、同条第二項から第四項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、基本的方針に適合すると認めて許可した場合その他」と、「認め、」とあるのは「認めて許可し

18) 前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十六項の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

19) 23) (略)

(建築物の建築等の許可の特例)

第十七条の三十七 前条第四項第一号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項(同条第二十三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、当該事項に係る住宅団地再生建築物整備事業を実施する区域内の建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第四項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の三十六第二十二項(同条第二十三項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画に定められた同条第四項第一号ハに規定する基本的な方針(以下この条において「基本的方針」という。)に適合すると認めて許可した場合その他」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合、」と、同条第二項から第四項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、基本的方針に適合すると認めて許可した場合その他」と、「認め、」とあるのは「認めて許可し

た場合、」とする。

(特別用途地区等に係る承認の特例)

第十七条の三十八 次の各号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が第十七条の三十六第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該地域住宅団地再生事業計画を作成した認定市町村に対する当該各号に定める承認があつたものとみなす。

一・二 (略)

(都市計画の決定等の特例)

第十七条の三十九 第十七条の三十六第四項第四号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該地域住宅団地再生事業計画に記載された都市計画住宅団地再生建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。

(有料老人ホームの届出の特例)

第十七条の四十 第十七条の三十六第四項第五号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームにつき行う老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出については、同項の規定にかかわらず、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事に届け出

た場合、」とする。

(特別用途地区等に係る承認の特例)

第十七条の三十八 次の各号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が第十七条の三十六第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該地域住宅団地再生事業計画を作成した認定市町村に対する当該各号に定める承認があつたものとみなす。

一・二 (略)

(都市計画の決定等の特例)

第十七条の三十九 第十七条の三十六第四項第四号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該地域住宅団地再生事業計画に記載された都市計画住宅団地再生建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。

(有料老人ホームの届出の特例)

第十七条の四十 第十七条の三十六第四項第五号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームにつき行う老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出については、同項の規定にかかわらず、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事に届け出

ることをもって足りる。

2 (略)

(居宅サービス事業等に係る指定の特例)

第十七条の四十一 第十七条の三十六第四項第六号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。

2 第十七条の三十六第四項第七号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

3 第十七条の三十六第四項第八号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について、介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなす。

4 第十七条の三十六第四項第九号に掲げる事項が記載された地域住宅団

ることをもって足りる。

2 (略)

(居宅サービス事業等に係る指定の特例)

第十七条の四十一 第十七条の三十六第四項第六号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。

2 第十七条の三十六第四項第七号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

3 第十七条の三十六第四項第八号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について、介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなす。

4 第十七条の三十六第四項第九号に掲げる事項が記載された地域住宅団

地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

5 第十七条の三十六第四項第十号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の第一号事業を行う場合における当該第一号事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定があつたものとみなす。

(認定市町村が指定都市等である場合の読替え)

第十七条の四十二 認定市町村が指定都市等である場合における第十七条の三十六第十項から第十三項まで及び第十五項から第十七項までの規定の適用については、同条第十項中「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「第十七条の四十一第一項において同じ。」を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「次項及び第十七条の四十一第一項において同じ。」については」と、「ときは」と同意をするものとする」とあるのは「場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することができるものとする。この場合において、当該

地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

5 第十七条の三十六第四項第十号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の第一号事業を行う場合における当該第一号事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定があつたものとみなす。

(認定市町村が指定都市等である場合の読替え)

第十七条の四十二 認定市町村が指定都市等である場合における第十七条の三十六第十一項から第十四項まで及び第十六項から第十八項までの規定の適用については、同条第十一項中「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「第十七条の四十一第一項において同じ。」を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「次項及び第十七条の四十一第一項において同じ。」については」と、「ときは」と同意をするものとする」とあるのは「場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することができるものとする。この場合において、当該

認定市町村の長は、当該事項に係る同号ハの居宅サービスの種類が同法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスであるときは、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同条第十一項中「都道府県知事は、第四項第六号ハ」とあるのは「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第六号に掲げる事項（同号ハ）と、「において、前項の同意をしよう」とあるのは「に限る。」を記載しよう」と、同条第十二項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第十三項中「同意に関し、都道府県知事」とあるのは「規定による記載に関し、認定市町村」と、同条第十五項中「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「については」と、「ときは、同意をする」とあるのは「場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することができる」と、同条第十六項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第十七項中「同意に関し、都道府県知事」とあるのは「規定による記載に関し、認定市町村」とする。

当該認定市町村の長は、当該事項に係る同号ハの居宅サービスの種類が同法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスであるときは、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同条第十二項中「都道府県知事は、第四項第六号ハ」とあるのは「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第六号に掲げる事項（同号ハ）と、「において、前項の同意をしよう」とあるのは「に限る。」を記載しよう」と、同条第十三項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第十四項中「同意に関し、都道府県知事」とあるのは「規定による記載に関し、認定市町村」と、同条第十六項中「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「については」と、「ときは、同意をする」とあるのは「場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することができる」と、同条第十七項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第十八項中「同意に関し、都道府県知事」とあるのは「規定による記載に関し、認定市町村」とする。

働大臣又は計画作成特定広域団体（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体をいう。以下この条において同じ。）の知事」と、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体の知事」とと、同法第八十六条第一項中「第五十四条の二第五項」とあるのは「第五十四条の二第五項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第二項の規定により適用する場合を含む。）」とする。

3
3
5
(略)

働大臣又は計画作成特定広域団体（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体をいう。以下この条において同じ。）の知事」と、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体の知事」とと、同法第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項」とあるのは「第五十四条の二第四項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第二項の規定により適用する場合を含む。）」とする。

3
3
5
(略)

改正案	現行
<p>（土地利用基本計画の変更等に関する特例）</p> <p>第四十八条（略）</p> <p>2 被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三（略）</p> <p>四 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたもの</p>	<p>（土地利用基本計画の変更等に関する特例）</p> <p>第四十八条（略）</p> <p>2 被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） <u>被災関連都道府県知事（共同作成の場合を除く。）</u></p> <p>四（略）</p> <p>五 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたもの</p>

に限る。次項第八号において同じ。）の解除に係るものに限る。）
農林水産大臣

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一〜三 (略)

四 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 被災関連都道府県知事に協議をすること（共同作成の場合を除く。）。

(削る)

五・六 (略)

七 第一項第七号に定める事項（海岸保全区域内の森林を保安林として指定する場合に限る。） 当該海岸保全区域を管理する海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第十一号において同じ。）に協議をすること。

八〜十一 (略)

4・5 (略)

に限る。次項第九号において同じ。）の解除に係るものに限る。）
農林水産大臣

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一〜三 (略)

四 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち市が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 被災関連都道府県知事に協議をすること（共同作成の場合を除く。）。

五 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 被災関連都道府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）。

六・七 (略)

八 第一項第七号に定める事項（海岸保全区域内の森林を保安林として指定する場合に限る。） 当該海岸保全区域を管理する海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第十二号において同じ。）に協議をすること。

九〜十二 (略)

4・5 (略)

6 被災関連市町村等は、前項の規定により提出された意見書（第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続（同項第六号に定める手続に限る。）を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。

7
7
9
（略）

6 被災関連市町村等は、前項の規定により提出された意見書（第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続（同項第七号に定める手続に限る。）を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。

7
7
9
（略）

改正案	現行
<p>（復興協議会） 第十一条（略） 2・3（略） 4 特定被災市町村等は、次の各号に掲げる協議を行う場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合又は第十六号に掲げる協議にあつては農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。 一〜六（略） 七 次条第一項第八号に定める事項（一級河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項に規定する一級河川をいう。次条第三項第十二号及び第五十一条第一項において同じ。）の河川区域（同法第六条第一項に規定する河川区域をいう。同号において同じ。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 国土交通大臣 八〜二十三（略） 5〜9（略） （土地利用基本計画の変更等に関する特例）</p>	<p>（復興協議会） 第十一条（略） 2・3（略） 4 特定被災市町村等は、次の各号に掲げる協議を行う場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合又は第十六号に掲げる協議にあつては農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。 一〜六（略） 七 次条第一項第八号に定める事項（一級河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項に規定する一級河川をいう。次条第三項第十二号及び第五十一条第一項において同じ。）の河川区域（同法第六条第一項に規定する河川区域をいう。同号において同じ。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 国土交通大臣 八〜二十三（略） 5〜9（略） （土地利用基本計画の変更等に関する特例）</p>

第十二条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に
関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定
の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に
係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号か
ら第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める
事項にあつては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るもの
に限り、第八号に定める事項にあつては漁港漁場整備法第六条第二項に規
定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の
区域をいう。同号及び第三項第十号において同じ。）の指定、変更又は
指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り
、記載することができる。

一〇八（略）

2 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計
画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項につい
て、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における
協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項で
あるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない
。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合
（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限り
でない。

一〇二（略）

（削る）

第十二条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に
関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定
の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に
係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号か
ら第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める
事項にあつては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るもの
に限り、第八号に定める事項にあつては漁港漁場整備法第六条第二項に規
定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の
区域をいう。同号及び第三項第十一号において同じ。）の指定、変更又
は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限
り、記載することができる。

一〇八（略）

2 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計
画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項につい
て、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における
協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項で
あるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない
。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合
（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限り
でない。

一〇二（略）

三 前項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第

十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）

三 (略)

四 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。次項第八号において同じ。）の解除に係るものに限る。）
農林水産大臣

3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一〜三 (略)

四 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 特定被災都道府県知事に協議をすること（共同作成の場合を除く。）。

(削る)

五〜十一 (略)

の決定又は変更に係るものに限る。） 特定被災都道府県知事（共同作成の場合を除く。）

四 (略)

五 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。次項第九号において同じ。）の解除に係るものに限る。）
農林水産大臣

3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一〜三 (略)

四 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち市が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 特定被災都道府県知事に協議をすること（共同作成の場合を除く。）。

五 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 特定被災都道府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）。

六〜十二 (略)

<p>4・5 (略)</p> <p>6 特定被災市町村等は、前項の規定により提出された意見書（第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続（同項第六号に定める手続に限る。）を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>6 特定被災市町村等は、前項の規定により提出された意見書（第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続（同項第七号に定める手続に限る。）を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。</p> <p>7～9 (略)</p>
--	--